

加茂市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

I 基本的事項

1. 業務名

加茂市地域包括支援センター運営業務委託

2. 募集概要

加茂市は、保健・医療・福祉連携の拠点として、高齢者の生活を総合的に支える地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備を進めるため、地域包括支援センターを現在の直営1カ所から2カ所に増設する。増設する1カ所の地域包括支援センターについては、民間事業所の創意工夫を活かし、包括的支援事業の適切、公正、中立かつ効率的な運営を図ることができる運営法人を募集する。

なお、本プロポーザルは、契約候補者の選考を目的に実施するものである。

3. 委託業務の内容

(1) 主な業務

- ① 包括的支援事業（センターの運営）
- ② 指定介護予防支援事業
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業
- ④ 認知症総合支援事業
- ⑤ その他業務

各業務の詳細については、「加茂市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」のとおりとする。なお、今後発布されるセンターに係る国の政令・省令で規定される業務を含むものとする。

4. 委託期間

委託期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。ただし、本業務の開始後において、その業務の実施につき著しく不相当と認めた場合、介護保険法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除することができる。

5. 契約方式

公募型プロポーザル方式による随意契約

6. 参加資格条件

法人格を有し、「3. 委託業務の内容」に示すセンター業務を公正・中立な立場で地域と連携し効率的に運営することができる法人であって、以下のすべての要件を満たしていること。

- (1) 市内にセンターを設置できること。
ただし、センターの設置場所については、市と協議できるものとする。
- (2) 新潟県内に事務所又は事業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない法人であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (5) 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律において、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (6) 国税、地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 過去 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたものでないこと。
- (8) 役員等が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない法人であること。
- (10) 加茂市の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。

7. 委託料

委託料は、「加茂市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」に記載の指定介護予防事業を除く業務に関する人員配置に示す従事者の人件費と事務費として、以下の額を上限とする。

年 度	委 託 料
令和 6 年度	17,000,000 円（事務費 2,000,000 円含む）
令和 7 年度	17,000,000 円（事務費 2,000,000 円含む）
令和 8 年度	17,000,000 円（事務費 2,000,000 円含む）
令和 9 年度	17,000,000 円（事務費 2,000,000 円含む）
令和 10 年度	17,000,000 円（事務費 2,000,000 円含む）

- (1) 年間委託金額について、人件費は 2 分の 1 ずつ 5 月と 11 月に請求書を提出し、事

務費は5月に請求書を提出すること。

- (2) 毎年度業務終了後10日以内に、任意の様式により「収支報告書」を提出し、その際にセンターの運営費から介護予防支援等にかかる報酬額を控除した額が委託料を下回った場合については、その差額を報告後30日以内に市に返還するものとする。

II 主なスケジュール

項目	日程	提出書類
募集要項 公表	令和5年9月26日(火)	
質問の受付	令和5年9月27日(水)から10月2日(月)まで	【様式第9号】質問書
質問の回答・公表	令和5年10月2日(月)から10月6日(金)まで	
参加表明書等の提出期限	令和5年10月11日(水)	【様式第1号】参加申込書 【様式第3号】誓約書
提案書等の提出期限	令和5年10月20日(金)	【様式第4号】提案書 【様式5-1~3号】 設置及び運営に関する事項 【任意様式】事業費の見込み 【様式第6号】 従事予定の保健師の履歴書 【様式第7号】 従事予定の社会福祉士の履歴書 【様式第8号】従事予定の主任介護支援専門員の履歴書
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和5年11月中	
結果通知発送及び公表	令和5年11月中	
契約交渉及び契約締結	令和6年2月上旬	
業務準備期間	契約締結後から令和6年3月31日まで	
地域包括支援センター開設	令和6年4月1日	

III 委託の条件

○センターの運営

- (1) 受託する法人（以下、「受託法人」という。）は受託する日常生活圏域内にセンターを設置し、運営すること。
- (2) センターの運営内容については、「加茂市のセンター運営方針」及び「地域包括支援センター業務マニュアル」（厚生労働局老健局作成）、「地域包括支援センター運営マニュアル 3 訂」（一般財団法人長寿社会開発センター）や「加茂市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」等に基づき運営すること。
- (3) 地域包括支援センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう必要な措置を講じること。
- (4) 地域包括支援センターの趣旨を踏まえ、中立・公正な運営を図るための必要な措置を講じること。
- (5) 地域包括支援センターを紹介するパンフレット・チラシ等の作成物、名刺には、法人内の他の事業所の名称・所在地等の情報を掲載しないこと。
- (6) 地域包括支援センターは、業務の実施に当たり、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 地域包括支援センターの業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

IV 募集要項の配布

加茂市ホームページからダウンロード

V 応募方法等

1. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和 5 年 10 月 11 日（水） 17 時 15 分必着
- (2) 提出書類 様式 1 及び関係書類
- (3) 提出場所 加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号
加茂市長寿あんしん課地域包括支援係
- (4) 提出方法 持参又は郵送
持参の場合は、9 時～17 時 15 分（土日曜日及び国民の祝日を除く）までとし、時間外及び期限後の提出は受け付けない。持参する者は、代理人でも可とする。

2. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和 5 年 10 月 20 日（金）
- (2) 提出書類 様式 1 及び関係書類
- (3) 提出部数 各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

- (4) 提出場所 加茂市幸町2丁目3番5号
加茂市長寿あんしん課地域包括支援係
- (5) 提出方法 持参又は郵送
持参の場合は、9時～17時15分（土日曜日、国民の祝日を除く）までとし、時間外及び期限後の提出を受付けない。持参する者は、代理人でも可とする。なお、受付期限までに提出がない場合、不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とする。
- (6) 企画提案書の提出にかかる留意点
- ①様式指定のあるものについては、別紙指定様式により作成すること。
 - ②原則としてA4用紙、横書き、文字サイズ11ポイント以上、両面印刷を基本とすること。
 - ③左綴じとし、用紙下部の中央にページ番号をつけること。
 - ④各項目のページ数は2枚を上限とし、提案内容、特筆すべき事項、アピールポイント等を簡潔に記載するとともに、評価者が正確にできるよう編集に配慮すること。
 - ⑤ファイル等に綴じて提出すること。
 - ⑥書類の作成・提出に必要な費用は、応募法人の負担とする。
 - ⑦提出書類については、非公表とする。

VI 選考

1. 選考方法

公募型プロポーザル方式により実施する。

- (1) 選考方式は加茂市地域包括支援センター運營業務委託に関わる評価基準に基づく書類審査とプレゼンテーション・ヒアリング審査とする。
- (2) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
- (3) 前項の評価点について、同点となる法人が2者以上あるときは、審査委員会の多数決により、順位を決定する。多数決でも同数の場合は委員長が決定する。
- (4) 応募法人が1者のみの場合であっても、選考を行う。
- (5) 選考結果は、全応募法人に通知する。
- (6) 選考の結果、適切な応募法人がない場合は、再募集する場合がある。

2. プレゼンテーション・ヒアリング審査

企画提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 実施日時及び場所別途通知する。
- (2) 実施時間（1者につき40分程度）

- ①プレゼンテーション 20 分程度
- ②ヒアリング 20 分程度
- (3) 出席者
 - ①1 者につき 3 名までとする。
 - ②本業務の管理を予定する者及び応募法人の経営責任者又は責任者に準ずる者は、原則出席すること。
- (4) 審査の順番
 - 原則、提案書の提出された日時の早い順とする。

Ⅶ 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に関する質問を、次のとおり受付・回答する。

- (1) 質問の提出方法
 - ①募集要項等に関する質問書（様式第 9 号）を長寿あんしん課にメールで提出することとし、電話・来庁・FAX 等での質問は受け付けないものとする。
 - ②メールのタイトルは、「募集要項等に関する質問」とすること。
 - ③メール送信後に長寿あんしん課まで受信の確認電話をすること。
- (2) 質問の受付期間
 - 令和 5 年 9 月 27 日（水）から 10 月 2 日（金） 17 時必着
- (3) メールアドレス kaigo@city.kamo.niigata.jp
- (4) 回答
 - 令和 5 年 10 月 6 日（金）17 時までに質疑者に対し、電子メールにより回答するものとする。

Ⅷ 失格事項

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (3) 募集要項に違反した場合。
- (4) 公正を欠いた行為があったとして審査会が認めた場合。
- (5) 提出書類に不備又は錯誤があり、審査会が再提出を支持したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合。
- (7) 告示日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (8) 最低水準点を設けた項目において、各審査員の評価点の平均点が最低水準に満たない場合。
- (9) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

Ⅸ その他

1. 留意事項

- (1) 加茂市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることができる。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募法人の負担とする。
- (3) 提出された提案書等のうち、採用した提案書の著作権は、加茂市に帰属するものとし、加茂市が本業務に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募法人の了解を得た上で加茂市はこれを無償で使用するものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、複製することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は、加茂市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは、契約候補者の選考を目的に実施するものであり、契約内容については、必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本件に係る契約は、当該予算が成立することを条件とする。
- (9) 加茂市が緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を加茂市に請求することはできない。
- (10) 参加辞退の場合、参加表明書の提出後、又は提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式第2号）により、担当課あてに提出すること。

2. 連絡先

加茂市幸町2丁目3番5号

加茂市長寿あんしん課地域包括支援係

TEL：0256-52-0080（内線196）

メールアドレス：kaigo@city.kamo.niigata.jp